明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令（財務四一、四二）　一
〔告　示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働一九八）　三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同一九九）　五
○自動車の型式を指定した件（国土交通四七〇～五四六）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
企業年金基金設立関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○財務省令第四十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）を実施するため、法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令

法人番号の指定等に関する省令（平成二十六年財務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法人番号の指定を受けるための届出事項）	（法人番号の指定を受けるための届出事項）
第五条　法第三十八条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。	**第五条**　法第四十二条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
（変更があった事実の確認）	（変更があった事実の確認）
第九条　令第四十一条第二項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。	**第九条**　令第四十一条第二項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。
一　法第三十八条第一項に規定する法人等（以下「法人等」という。）のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人　法第四十条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料	一　法第四十二条第一項に規定する法人等（以下「法人等」という。）のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人　法第四十四条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
二　法人等のうち、前号に掲げる者以外の者　その者から提出を受けた国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第一項に規定する税務書類又は法第四十条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料	二　法人等のうち、前号に掲げる者以外の者　その者から提出を受けた国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第一項に規定する税務書類又は法第四十四条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
三　［略］	三　［同上］